

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 16 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 24 年 11 月 5 日（月曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 15 時 31 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、田村、荒木	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外～坂井、渡邊龍之、井上、大谷、窪之内		菊井次長
欠席委員	木下		村井主任主事
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 小型電子・電気機器類拠点回収の試行実施について		
	(2) 第 15 回厚生常任委員会における確認事項について		
	・ 滝川市社会福祉事業団の財産取得に係る定款変更月日について		
	・ 定款変更における評議員会、理事会の開催及び変更申請の状況について		
	・ 2 月 28 日及び 3 月 27 日における懇談議事録の提出可否について		
	○滝川市社会福祉事業団に係る検討事項について（委員通告質問）		
	2. その他について		
	清水委員より滝川市社会福祉事業団の新理事会及び幹部との懇談会、事業団の施設の		
	視察の実施について提案があり、正副委員長に一任し、時期を見計らい検討すること		
	とした。		
	3. 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦			

平成24年11月 1 日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成24年10月26日付け滝議第84号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	庄 野 雅 洋
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 諭
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	中 川 祐 介
保健福祉部福祉課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部介護福祉課長	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫

(総務部総務課総務グループ)

第16回 厚生常任委員会

H24.11.5(月)13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）小型電子・電気機器類拠点回収の試行実施について（資料）くらし支援課

《保健福祉部》

（2）第15回厚生常任委員会における確認事項について（口頭）保健福祉部

- ・ 滝川市社会福祉事業団の財産取得に係る定款変更月日について
- ・ 定款変更における評議員会、理事会の開催及び変更申請の状況について
- ・ 2月28日及び3月27日における懇談議事録の提出可否について

○滝川市社会福祉事業団に係る検討事項について（委員通告質問）

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 16 回 厚生常任委員会

H24. 11. 5 (月) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第 16 回厚生常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、木下委員が欠席です。議長出席。委員外議員として坂井議員、渡邊龍之議員、井上議員、大谷議員、窪之内議員の出席を認めます。また、柴田議員及び北海道新聞の傍聴を許可します。それでは、所管からの報告事項に入ります。

1 所管からの報告事項について

委員長 (1)、小型電子・電気機器類拠点回収の試行実施について説明を求めます。

(1) 小型電子・電気機器類拠点回収の試行実施について

配野課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。質疑はございますか。

荒 木 回収を行う小型家電に時計があるのですが、時計とはどのような時計を指すのか詳しくお聞きします。先ほどのご説明で当初 3 カ所ということですが、ふやすとした場合にその回収にかかわり相当費用がかさむのかどうか 2 点をお伺いします。

運上主査 時計については、腕時計、かけ時計ともに結構でございます。置き時計等も対象になってまいります。この後試行の段階で、回収状況を見ながら、大変多く集まってくるようであれば、場所についてもさらにふやす方向も検討したいと思いますし、現状マテックとは当面 10 カ所程度であれば無償で、そのまま箱も貸していただける。あるいは回収もしていただけるという状況で相談を随時してきましたので、この後回収状況がよければ、さらに場所をふやすということも検討したいと考えています。また、来年 4 月からこの新しい法律は施行する予定ですが、その際に品目が拡大される可能性もありますので、その場合は、それに合わせる形で対応していきたいと考えています。

委員長 そのほかに質疑ございますか。

清 水 1 ページ目のボックス設置ですが、間口 72 センチ、どれくらい大きなものが入るのか、投入口の大きさをまずお伺いします。また、試行実施ということで、25 年度から品目拡大等検討を行うということですが、36 種類が明示され、これはかなり多種の物に拡大されるという方向なのか、現状でわかる範囲で伺います。小型家電の中で 36 番、モデム・ルーター等のパソコン周辺機器とありますが、周辺機器自体はそれほど品目はないので、できればこれはよいけどこれはだめであるといった形で伺います。28 番からのカーラジオやカーアンプなどがあるということは、家庭用と限定していないのか伺います。

運上主査 投入口は 30 センチ四方でございます。品目については、現在中央環境審議会では 96 品目が第 1 次答申で出されておりますが、これを今さらに検討を重ねているという状況にありまして、最大だともう少し多くなる可能性も出てきます。現状のマテックとの打ち合わせも含めて、なじみが多少あるものを限定して今回試行実施をさせていただいている状況でございます。96 品目の中には家庭で使う身近な物、例えばアイロン、ドライヤー、トースターなども現在第 1 次答

申では出されていますので、こういった身近な家電製品も今後対象になってくる可能性はあるという状況です。現在第1次答申で出されている96品目にかなり近づいてくるのではないかと思います。パソコン周辺機器については、本体とディスプレイ以外は回収可能になります。パソコンのマウスやキーボードの類いの物、フロッピーディスクの外づけの物も対象となってきます。個人情報を含むようなデータが残っている物については、十分注意をしていただいたほうがよいと思います。そういった情報が入っている物については、しっかりとマテックのほうで消去をするということが、契約の中に入っていますが、消去するというのは向こうで破碎をするということですが、わからなくなるまで処理をしますが、自分でできるだけ管理をしていただいて、その後に出していただいたほうがよいと思います。本体とディスプレイ以外に対応できるということでご理解願いたいと思います。審議会の中にもカー用品等が入ってきているのは、カーオーディオなどは若い方を中心に自分で取りかえるユーザーがかなりいらっしゃるということもあり、なおかつこの中に相当有用な貴金属類が含まれているということから、この審議会の中で特に注意されていたのは、こういった貴金属類が含まれている物が有用にリサイクルされていくかという視点でしたので、そういった品目が入ってきているということです。家庭用の家電とは少しなじみが薄いような感じかもしれませんが、こういった類いの物が含まれてきているという背景があります。

清 水

30センチ掛ける30センチに入らない、具体的にいえばプリンターは入らないと思うのです。それは横に置いたりできるような配慮をすると思うのですが、どのようにするのか伺います。もう一点は、こういう物を都市鉱山と言われていますが、一方で燃やせないごみで出されている物はどういう対応をされるのか2点について伺います。

運上主査

基本的に人がいない時間帯については、いろいろな物を置いて行かれる恐れがありますので、開庁時間中にご相談いただいた場合には対応していきたいと思っています。いない時間帯に入らないサイズのを置かれると、何でも捨てられることもあるので、例えば、先行実施している石狩市も全然関係ない掃除機のホースだけを入れられるような事例があったり、大型の家電までも置かれることもあるようなので、人がついていない時間帯については、中に入る物の対応としていきたいと考えています。ご相談をいただいて、DVDのレコーダーやビデオデッキなども中に入らないサイズもあると思いますので、その際は担当あるいはまちづくりセンターや江部乙支所の場合は連絡をいただければ、回収できるようにということで、対応していきたいと思っています。燃やせないごみに入っている家電製品ですが、私どもの実施と比べてリサイクリーンのほうが早いのですが、リサイクリーンに集まってきたものについても、ピックアップ回収という形で家電製品を抜き出しています。これについては、同じようにマテックと契約をしております、マテックに渡す形で、燃やせないごみの中の物も今回回収の取り組みをスタートさせているところです。

委員長
副委員長

そのほかに質疑はございますか。

携帯電話なのですが、何年か前にも携帯電話の回収があったと思います。その際問題になったのは、履歴をきちんと消去してくれるのかという不安があって、出さなかった人もかなりいると思いますが、今回はその不安を払拭させてあげなければ、携帯電話の場合は少し難しいと思いますが、そのことについて考え

を伺います。

運上主査 先ほど若干パソコンの部分でも触れましたが、マテックのほうでは、完全に破碎をしますので、データについては基本的に消去されますが、個人情報という部分では投入される際に本人が一番心配だと思いますので基本は自分で消去していただくことがベストだと思います。携帯電話については、販売店もこれを回収するのに一生懸命に取り組んでいらっしゃるということもありますので、販売店にお持ちいただいたほうが、確実な対応していただけたと思います。現状としては契約の範囲ではそのようにしております。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みとします。所管入れかえのため、若干休憩します。

休憩 13:45

再開 13:46

委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、(2)、第15回厚生常任委員会における確認事項について、3点滝川市社会福祉事業団の財産取得に係る定款変更月日について、定款変更における評議員会、理事会の開催及び変更申請の状況について、2月28日及び3月27日における懇談議事録の提出可否について、一括説明を求めます。

(2) 第15回厚生常任委員会における確認事項について

- ・ 滝川市社会福祉事業団の財産取得に係る定款変更月日について
- ・ 定款変更における評議員会、理事会の開催及び変更申請の状況について
- ・ 2月28日及び3月27日における懇談議事録の提出可否について

国嶋課長 前回厚生常任委員会におきまして持ち越しました確認事項について、1点目及び2点目について報告させていただきます。赤平市の土地、建物の取得に係る基本財産の追加についての定款変更でございますが、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の定款第14条に基づき、平成24年4月6日に評議員会及び同日開催の理事会において承認され、空知総合振興局に対しまして、社会福祉法第43条第3項及び社会福祉法施行規則第4条第1項第2号に基づき提出しております。基本財産の増加につきましては、法人内部の手続が終了後、その効力が発生するとされており、認可事項ではございません。よって、前回資料配付させていただきました定款の1ページ目、改正年月日及び変更認可月日が記載されている部分、下から2行目の改正、平成24年4月6日とありますが、これが今回の土地、建物の取得にかかわる定款変更の届け出月日となります。

深村副主幹 本年2月28日及び3月27日における懇談議事録の提出ということで報告させていただきます。この2回にわたる懇談なのですが、事業団と市双方の懇談時のものでございまして、議事録の体裁という形では整っておりませんが、状況報告等挨拶の中で、今回の赤平への土地購入ということが出てきた話であり、大きな項目の柱として、2月28日の懇談におきましては大きく2点。1点目が平成24年度の指定管理についてということで、特に介護保険施設が報酬改定によりマイナスになった分についての対応を事業団として検討しているということ。それから協定書の中身について、今後細部を詰めていこうという話。大きな2点目といたしまして、昨年12月議会における譲渡問題に関する質疑、並びに3月議会における代表質問で施設譲渡問題が予定されていたということに関しまして、懇談で話し合いをしたという中身であります。また、3月27日の懇

談時においては、大きく2点ございました。1点目が2月28日にも同様に出了た話で、介護報酬のマイナス改定によりまして、特に介護保険施設の運営が厳しいが事業団といたしましても、内部コストの削減を図るということで、何とか不足部分については、対応していきたいという話が理事長の口から出されたこと。並びに2点目として、同じく譲渡問題についてということで、市におきましても首長が変わり、新しい体制となったことから、信頼関係をゼロベースで築き上げていきたいと。事業団サイドといたしましても常務理事が窓口となって、早い段階で運営推進委員会と保健福祉部とで協議をしていきたいとそれがよりよい結果に結びつくのではないかとといったようなことが、話し合いの中で出された次第でございました。

委員長
清水

説明が終わりました。質疑はございますか。

2月も3月も施設の購入については、場所の決定、施設の概要、こういうものを購入したい、またその金額等については一切触れられていなかったということか伺います。

深村副主幹

場所並びに金額それから体制的な部分についての話といたしましては、3月27日の市長、副市長、保健福祉部職員との懇談時においては、その概要について報告をいただいております。

清水

3月27日というのは契約日の関係でいうと、どういう日にち関係になっていたのか伺います。

国嶋課長
清水

契約日は3月30日であると前回の資料で報告させていただいております。

通常、3日前に契約するかしないかを決めるような重要な打ち合わせをするというのは、おおよそ考えがたいことで、そういうことになると、3月27日に具体的に概要を聞いたというのだけでも、どういう内容の概要を聞いたのか伺います。また、そこで最終ということであれば、当然2月28日に一定の方向性というものに関して、詳しくは詰めていますが、こういう方向で考えており、いかがでしょうかという話を2月になされたのか伺います。

深村副主幹

2月28日におきましては、具体的にどういう報告でという話は出されず、場所の選定、これについて決まりそうだという話をいただきました。その後3月27日におきましては、冒頭その挨拶の中で、理事長よりその土地及び建物が赤平にある元北海地鶏を生産していた施設であるということが、挨拶の中で出されました。あわせて、その後若干懇談に入る前ですが、出席されていた事業団の運営推進委員会の委員の方からはその場所、それが赤平の工業団地内のどの辺にあるのかという紹介と、それから土地並びに建物のおおむねの大きさ、それについて話が出されました。その施設を使うことにより、その時点での推計の部分が入ると思いますが、処理能力がアップするという話も受けた次第です。

清水

今回の問題というのは、協定書の中に指定管理にかかわる備品設備については、協議するという文言だったように思います。1つは1,200万円という金額は指定管理代行負担金に比べると何年間の中では十分購入できる金額なのです。そうであれば、これまで滝川市の施設を使っているわけだから、これは事業団の設備ではなく、滝川市の設備として買いたいという協議の内容にしてもおかしくないのです。そういうことではないのかをお聞きします。2点目として、そういう流れ自体が市がアイガモについての施設、設備、やり方、売り方、解体の仕方、一切が事業団の特定の人物にお任せという歴史があったのではないかと思います。既に指定管理というよりは、指定管理と言えるような契約の実態

国嶋課長

がないような問題があったのではないかと思いますがいかがでしょうか。
協定書によりまして、新生園の業務を市から社会福祉事業団に管理代行をお願いしております。その中身につきましては、その施設等を使った上で障がい者の支援事業を行っていただきたい。その支援事業の中身としては、更生園ではクリーニング作業であり、新生園ではアイガモの育成、肥育、販売、または花卉の栽培と販売。一部段ボール作業等もございますが、その業務の中でやっていただいております。話がありました市のほうで、全てアイガモの管理の仕方、中身、それを管理するというのであれば、私どもの求める社会福祉法人の持っているノウハウによって運営を効率的に行っていただくという趣旨からすれば、適切ではないと考えております。その業務の中については、私どもは事業団に管理代行している中身、これについては問題があるとは考えておりません。今回、赤平市の施設を購入したということに対しての我々滝川市側との相談、協議については前回は申し上げましたが、確かに不十分だったと考えております。

清 水

これが公募の指定管理契約で今回と同様のことが行われたとしたら、まだ、私は違う考えができると思います。公募だから競争して、うちはこうやってやるのだということを明確にして、指定管理代行負担金及びその事業から得られる収入以外からひねり出すという投資的な行為を行って、だからこれは事業団の設備、備品ですと言えらると思うのです。新生園は 100%市の施設で、しかもその収入も全て負担金とその指定管理事業における収入、そこにこれは事業団の特別な投資だということが入り込むすき間は、新生園だけで考えればないのです。ほかのものも全て社会福祉に関する金額を 100%出しているわけだから、本来公募にすれば、その 100%よりもっと低い値段で指定管理が行われる可能性もあるはずなのです。そのように考えると 100%に満たない 2 割は市が施設を所有し管理しているわけだから、いわゆる施設の修繕だとか、施設の建て増しや備品購入だとか。市は積極的にやっていける財源としてあるわけなのです。そういう中で非公募でありながら、全くこれは事業団の独自の投資だと言わんばかりのそういう流れが平成 13 年以降明らかな流れとして起きていったと考えますがお考えを伺います。

国嶋課長

公募と非公募、そのメリットは昔からになりますが、一括で非公募で行ってきたという理由それについては、障がい者施設については一定の障がい者の介護給付費を定額としてお渡ししております。この給付はもし市が直営で行った場合に入る収入と同額であります。これを公募にして行った場合、清水委員が言われるように確かに公募の受託をして、それより下げた金額で受けるところがあるかないかということが、今の時点では断言できませんが、ただその公募のあり方として、申し込み方、例えば修繕、その他の投資、それらについては、今回赤平市に事業団が購入したような土地、建物。その効率化を図って、計画的に市が購入するなり、公募のやり方次第で金額については変わっていくものだと思います。過去の経緯から、事業団については、保育所等含めた一括の管理代行をお願いしております。なぜかと言いますとそれぞれ介護保険法が始まる前、始まった後を含めて、ある程度入所者を抱えて収入が入る施設とそれに満たない修繕等の整備のできない報酬単価が低い施設とでこぼこがございます。それらを一括で事業団で賄って行っていただくことに、一括の委託の意味があったと考えております。現在においてもその精神については同じだという

ことで、非公募ではございますが一括、協定については施設ごとになりますが、一括して事業団への管理代行をお願いしているという流れだと認識しております。

清 水

結局、指定管理制度というのは、管理代行負担金の中で施設に必要な設備、備品について、代行負担金の中でそれをやっていこうというその考え方があるわけですね。ところが、事業団のアイガモ事業については、設備や備品がこういう協議によって購入して、市の財産として計上するということが、新生園だけなのです。更生園ではある。恐らく保育所や老人福祉分野でもそういった代行負担金の中で購入した備品、設備というのは、目録化されていると思うのです。これは一体何なのかというと、管理代行負担金というものの実態としては、私物化とまでは言えないけれども、本来であれば市の財産として残る部分が、財産として残っていないという問題があるので、私はこの七、八年間については、事業団がどのようなものを購入したのか、ただ10万円の椅子やテーブル、あるいは小型の車を買ったとか、そういうものも全て事業団の投資で行われたとは思えません。当然負担金の中で購入したのではないかと思いますので、そういった過去にさかのぼって購入した品目とそれがどういう性格のものかという調査が必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

国嶋課長

調査が必要かどうかについてはご意見として承りたいと思います。ただ、今現時点で言えますのは、前回の委員会でもお話ししましたが、まず、公募ではなく非公募で行っている滝川市としてのメリットを考えた場合、いろんな13施設を考えた中でやっていただいているという認識がございます。それについては、新生園だから独自にということではありません。たまたま、新生園については決算の報告書で前回も出ささせていただきましたが、滝川市からの直営で行った場合の障害の介護給付費が約3,000万円、そのほかにその訓練メニューとして生かす事業としてのアイガモ事業を訓練メニューとしてやっています。その収入が昨年度で約七千数百万円。それらを活用した中で、その事業を拡充するためにやっています。前回もお話ししましたが、新生園、ことしの4月からは変わりましたが、知的障がい者の方の通所、更生施設、訓練を目的として、工賃を得ることが目的ではない施設でございましたけれども、道内を比較しても平均して約2万7,000円という高い工賃を見出している。その点については事業団が自分のノウハウを生かして積極的に取り組んでいただいた結果だと認識しています。その中でさらに効率性を求めて、今回の土地購入のような投資をしていただいているというのは、滝川市としては非難すべきことではなくて、事前に協議、十分な相談がなかったということについては、担当としては反省しておりますが、特に問題だという認識は現在持っておりません。

清 水

意見として聞くということでしたが、また今回の土地購入については大きな問題ではないという答弁でしたが、先ほども言いましたように、新生園については、この9年間、10年間、購入したアイガモ関係の、あるいは新生園関係の備品、設備に当たるものが全て事業団の投資で行われたことに形の上でなっているのです。このことを異常なことだと言っているのです。今回の施設1,200万円にかかわらず、そういう力関係が新生園問題ではあったのだと。関連して比較対照として、保育所だとか、緑寿園で備品関係を買うときに、全部事業団の投資として買っているのか、それともこれについては代行負担金の中で買うと

深村副主幹　　ということで協議がされ、目録化されているかということで、比較対照の意味ではほかの指定管理施設での運用の仕方についてお伺いしたいと思います。

清　　水　　高齢者分野につきまして、私のほうから答弁させていただくのですが、基本的には代行負担金の中で必要な備品等については、購入をしていただいているということで、これが一定額以上を超えるものについては、両方で協議をさせていただいて決めると。いずれにしても代行負担金の中で買うとなりますと、この帰属はやはり市に帰属するわけでありまして、そこら辺の位置づけの中で対応はしていくということでありました。

委員　長　　比較対照できる施設では管理代行負担金の中で備品、設備を購入して市の財産に帰属しているという実態があったわけです。それが新生園ではゼロだということはやはり買う物が少ないということではなくて、全くその老人福祉施設等の備品購入については協議してという関係ができていたのに、新生園ではやはり特別な方の独断で行われてきたという可能性があるので、再度これまでの経過、約10年間にわたる購入について精査をしていただきたいと。先ほど意見ということでお聞きしたいということでしたので、重ねてそれをつけ加えて終わりたいと思います。

委員　長　　そのほか質疑はございますか。

委員　長　　（なしの声あり）

委員　長　　それでは、報告済みといたします。

荒　　木　　続きまして、滝川市社会福祉事業団に係る検討事項について入りますが、この検討事項に入る前にこの案件についての進め方等に意見があれば伺いたいと思います。

委員　長　　二、三点意見があるのですが、事業団に関して当初どういう懸念があったりとか、組織に対する不安があったりという意見を事務局のほうに提出してくれということで、通告質問という認識はなかったもので、質問に足るかどうか、精度の問題も自分自身としてあります。それが1つ。これが全てと思われても困ります。つまり事業団そのものの今までのいろんな問題、それからもしかすると人的な質の問題、それに伴う体質の問題、いろいろ質問しにくい部分もあるので、それがここにあるのが全てだと思われても困るというのが1つ。新理事長にかわられたばかりで、これから事業団が数カ月の間に新年度に向けてどういう方針を持たれているのかわからない状況なので、ほかの方はわかりませんが、私の部分の質問については答えられない部分は答えられないということで構わないし、余り今日は激しいやりとりをしても当事者がいないわけなので、そういうようなやりとりにしたらどうかと思います。

委員　長　　荒木委員のほうからの意見につきまして精査いたします。事業団の案件につきましては、きょうで全てが解決する問題ではありませんので、今後回数を重ねていく中でその方針等を精査していくということですので、今、荒木委員からいただいた意見に沿って、皆さんから出していただいた内容につきましては、通告というよりも質問事項ということで、その内容を深く掘り下げての質問というよりも、主旨を簡潔につけ加える部分があればという形で質問をしていただきたいと思います。所管のほうも答弁できない内容については、答弁できないという形でよいかと思いますので、よろしく願いいたします。

委員　長　　○滝川市社会福祉事業団に係る検討事項について
早速始めたいと思いますが、初めに堀副委員長から出されている質問事項につ

副委員長

いて説明をお願いいたします。

総体的に質問いたしますので、順次回答していただきたいと思います。

現状、1、法人自体の個別の経営状況や体制が見えない中で、市の福祉施設の事業移管と譲渡が適正かどうか判断できない。2、現在、表面上施設ごとに指定管理の協定を締結しているが、一括契約と変わらない。今後、適正な指定管理契約を締結するとしたら、個別施設ごとに公募での他の指定管理業者と比較検討して業者決定をすべきではないか。3、何より法人の体質と運営の透明性に問題があるのではないか。4、11月に役員改選があると聞いているが、なぜ市、あるいは議会から役員の派遣ができないのか。監視機能が働いていない現状についての説明をお願いします。特に第三セクター、財政援助団体については、経営状況報告を受けて質疑ができますが、指定管理団体との違いはどこにあるのかお尋ねいたします。5、事業団は指定管理団体であることから、議会としても経営内容にまで立ち入れないという状況をお聞きしましたが、これはいかがなものかお聞きします。今後の対応について、1、市税を投入した福祉施設であることから、今後健全な施設運営を行える譲渡団体として、ふさわしいか判断できる説明を求めたい。2、指定管理に当たっては、事業団ありきではなく、他の事業者も視野に入れ、個別施設での公募を検討すべきではないか。3、いかにして市や議会の監視機能を高めるか検討する必要があるのではないか。4、施設譲渡、指定管理のネックとなっている問題点を洗い出す必要があるのではないか。

以上です。

深村副主幹

個別の経営状況や体制が見えない中で適正かどうか判断できないという部分につきましては、先ほどお話しがありましたが、事業団の場合、財政援助団体ではないため、議会において経営状況等の報告の義務はありませんが、公の施設の管理運営を行っているという指定管理者としての位置づけから、決算委員会、予算委員会におきまして、決算状況あるいは予算概要等につきましてもその求めに応じて報告をしてきました。詳細な説明という部分がどこまでかということが推しはかれぬ部分ではありますが、事業収支活動計算書、貸借対照表、これらに盛り込まれている内容につきましては、これまで同様今後におきましても、必要に応じて委員会等の場において、報告、回答させていただきたいと考えております。改めて社会福祉法人というものについて触れさせていただきますが、経営という部分に関しましては、ご承知のとおり法人には業務執行や意思決定の権限を行使する場として理事会がありまして、団体の代表や学識経験者の方などが理事に構成されておりまして、定款準則によれば6名以上となっているのですが、滝川市社会福祉事業団においては9名の理事で構成されています。評議員会は理事会に対しまして、重要事項に関する意見を述べる諮問機関及び役員の専任機関という位置づけもございまして、理事会の決定事項の多くにつきましては、原則として評議員会の同意を求めています。なお、滝川市社会福祉事業団の評議員会につきましては、社会福祉法によりまして、倍数以上ということから、19名の評議員がおります。一方、内部監査としまして、理事の業務執行の状況ですとか、法人の財産の状況を監査する監事が2名おりまして、定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び所轄庁である北海道に対しまして、報告しているほか、外部監査のほうも導入して、万全を期すような体制をとっているところでございます。また、一方設置者である市の

ほうですが、市といたしましても、毎年度締結しております協定書におきまして、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理業務、または経理の状況に関しまして、報告を求め、業務の改善その他必要な指示をすることができるとされております。また、さらに指定管理者は経営の健全性を要するため、これはほかの指定管理者に対しても同様ですが、社会福祉法ですとか、会社法、これらの関係法令に求められる計算書類を事業終了後3カ月以内に提出するものとされておまして、これらにより経営状況を確認することができます。さらにつけ加えまして、所轄庁である北海道といたしましても、各関係法令に基づきまして、法人運営及び事業経営につきまして、法人の指導監査というものを2年に1回実施しており、基準が守られていない場合がおきましたら、これについては改善指導を行っているところでございます。次、表面上の施設ごとに指定管理を締結しているが、一括契約と変わらない。これは個別ごとに公募で指定管理をする他の業者と比較検討して決定すべきではないか。これにつきましては、先ほど福祉課長のほうから一部答弁がございましたが、滝川市社会福祉事業団、当初老人ホーム緑寿園の開設をきっかけといたしまして、法人の設立を行いました。その後現在では13施設の指定管理を行っておりまして、施設によりましては収支がなかなか困難な部分もあるのですが、これらを一体で指定管理、以前では受託をしていただくことで、えり好みなく包括的に運営ができる。また、とりわけ緑寿園につきましては、養護、特養、軽費、この異なる3分野の施設を事業団が一括して管理することによりますスケールメリットのようなものも働いていたという事実がございました。法人の体質と運営の透明性についてですが、昭和51年に事業団が発足して、これまで市との連携を図りながら、約36年にわたりまして、公的な役割を担いながら、滝川市の社会福祉事業を推進していただきました。この間、組織として、あるいは職員も現在では370名に及びまして、同時に36年間にわたる蓄積したノウハウ、これは市の受託事業だからこそ蓄積できたノウハウというご意見もございますが、これは事業団が36年間取り組んできたことによる積み上げのものと思っております。こうした部分は経営運営上の事業団として、これまで36年間しっかりやってきていただいたものと我々は考えておりまして、それを今後も推進していくために、施設譲渡を検討してきたところでございました。何より、社会福祉法人は運営にほとんどが公費で賄われておりますため、公共性が高く、適正な運営を確保するために先ほどお話しいたしました所轄庁の北海道から厳格な監督を受けることになっております。また、法令に違反したり、適正を欠く場合には改善命令等が発せられることになっておりますので、これらにつきましても、その決算終了後の財務諸表等の公表とあわせまして、透明性という部分の一助にはなっているのではないかと考えております。続きまして、役員改選に伴う市、議会からの役員派遣ができないのか、監視機能が働いていないということですが、こちらにつきましても、道が出しております社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱によりますとこれまでも委員会の場におきまして、説明させていただいてきた経過がございますが、改めて、申し上げますと関係行政庁の職員が法人の役員等となることは、公私分離の原則から照らし、適当ではないので差し控えることとあり、さらに地方公共団体の長と特定の公職にあるものが慣例的に理事長に就任したり、役員等として参加したりすることは適当でないとされております。これは、多くの公職を抱えている自治体の長や

議会議員、また関係行政庁の職員が充て職的に参加することで法人運営の職責を果たし得ることができるのかといった懸念からと推察されまして、具体例としましては、公職が多く理事会に出席ができないようであつては、要件が満たされないため、指導監査の審査基準に基づいて望ましくないという指摘をされるという経過がございます。当初、事業団の一般法人化、平成19年7月に財産とセットで事業団が自主運営を進めていくということで、始まった話であり、一般法人化移行の際、現在の空知総合振興局の職員にも何度か相談をする中で指導された経過があることは事実ですが、基準によりますと明らかになれないという理由をここではうたっておりません。したがって、今後は弾力的な検討も必要ではないかと考えております。議会として経営内容に立ち入れないという部分につきましては先ほど説明させていただいた部分と重複しますので割愛させていただきます。市税を投入した福祉施設であり、今後健全な施設運営を行える譲渡団体として、ふさわしいか判断できる説明を求めるという部分につきましては、当然施設譲渡に際しましては、事業団が市の施設譲渡を受けた責任ある法人として、福祉サービスを安定的に提供していることを確証するための資金収支のシミュレーションを提示するとともに、施設整備を含めました法人経営の指針となる経営計画を作成してもらい、市が作成いたします事業移管計画とのすり合わせを行い、議会において報告をしていきたいと考えております。また、事業団が将来にわたりまして、市の福祉施策との連携を図りながら、事業継続を行っていただくための協定書、これは施設を民営化して、社会福祉法人に譲渡する他市の例におきましても同様ですが、こうした協定書を取り交わすなど、議会や住民の皆様が十分な理解を得られ、安心して施設を任せられると判断できるよう資料提供や説明を行っていききたいと考えております。指定管理を事業団ありきではなく、他の事業者も視野に入れという部分につきましては、先ほど事業団の若干優位性のようなことでご説明いたしましたので、こちらも割愛させていただきます。それから、いかにして市や議会の監視機能を高めるか検討する必要があるという部分ですが、先ほども一部申し上げました、内部及び外部監査、それから指定管理制度における管理業務の適正を期するための協定書に基づく市としての対応、それから道による指導監査によるチェック体制があり、譲渡後においても同レベルで維持されなければならないものであると認識しております。最後になりますが、指定管理のネックとなっている問題点を洗い出す必要があるということで、現在、13施設の指定管理を行い、施設譲渡につきましては、10施設を予定しておりましたが、こうした滝川市の社会福祉施設の大半を譲渡いたしまして、事業団が主体的に事業を実施していくという福祉分野における民営化でございまして、安定的なサービス提供や市の福祉施策との連携、これらの確約がきわめて重要であると認識しております。また、市のこれまでの考え方が着実に引き継げる体制を築いてもらうことも同様に重要であると認識しておりますので、これらについてもしっかりと理事体制、あるいは役員体制につきましては話し合い、協議の場を持っていき、同時に高齢者施設に見られる老朽化した施設の大規模修繕並びに建てかえ、障害施設の訓練科目や就労支援メニューの検討などについて、一つ一つ整理解決していかなければならない問題があることから、これらが大きなネックとなっている問題点であると認識しております。なお、一部説明が漏れましたが、社会福祉施設を経営する法人としては、この事業を行うために直接必要な物件に

については所有をしております。そもそも法人を設立して、事業を開始するに当たっては、必要な財産を保有していなければなりません。今回は46通知の改訂に伴いまして、事業団は市が設立した事業団から一般社会福祉法人へ移行したため、これらの該当にはならない部分もあるのですが、財政基盤として、安定的に経営していくためには、施設譲渡を受け、事業を推進していくということが求められていると考えております。

委員長

再質問については先ほどもお話ししましたようにここで大きな議論を行うということではなく、あくまでも疑問に思う点の質問という範囲にとどめていただきたいと思います。それを承知の上でお願いいたします。

副委員長

無償譲渡後、その後も今と同じようなレベルの監視ができるような協定書を取り交わすということで理解してよいのか伺います。もう一点は、緑寿園も当然老朽化しているわけですから、改築するか、増強するかわかりませんが、そこに当然お金がかかるわけですが、無償譲渡後は、市はそういう面についての助成はなくてもよいのか伺います。

深村副主幹

まず1点目の監視機能として同レベルの維持がされるのかという部分につきましては、関係法令に基づく監督機能、こういった部分につきましては市によらず維持されるものでありまして、さらにつけ加えまして、その譲渡後の施設を安定的に持続的に運営していただく、こうした部分での協定書、そこには施設運営の細かな部分、利用者の方に対するサービス提供の質ですとか、そういった細かな運営内容についても盛り込んだものを取り交わすということで考えております。次に建てかえにかかる経費についてですが、過去の事業団との議論の中におきましては、事業団が安定的な運営の中で資金を調達しまして、建てかえるということで話を進めてきた経過があります。民営化の推進の1つが、社会福祉法人が機動性を持って、独自の資金調達、経営性というものも社会福祉法人には現在求められておりますので、そうした資金調達をあわせながら、安定的に事業展開を進めていってもらいたいと思っておりますし、その考え方につきましては現在も変わってはおりません。

委員長

清水

続きまして、清水委員お願いいたします。

大きく2つに分けてこういうことを委員会として解明しなければならないという中身なのですが、まず、最初の大きな中身として、譲渡協議の前段、いわゆる指定管理、ことしあるいは来年度。まさか来年度までに譲渡協議が終わって契約が終わるなどということは考えられないので、当面の問題が1、2、3、4、7です。5、6というのは施設の譲渡協議にかかわって必要なことということで、大きく説明して中身に入りたいと思います。1、資料として老人福祉施設、保育所の指定管理関係書類と経過、就労実態などの提出を求める。2、指定管理をする場合、公募にするとどのような問題が出てくるかということ。3、直営の場合どのような問題が出てくるか。2、3を入れた時点というのは新しい理事会ができていない状態で、先ほどの堀副委員長の質問の中でも、何より法人の体質と運営の透明性の問題があると思っておりますので、公募あるいは直営ということについて、もし行うとするとどのような問題があるのかということをお聞きするつもりでしたが、新しい理事会ができた中でこういった必要性があるかどうかというのは、今はそれほど感じてはおりませんが、一応お聞きしておきたいと思います。4、施設の耐震性とすぐ必要な老朽化対策について。これは当面ということです。5年後、10年後という話をしているわ

けではなくて、来年度に向かった話です。7、来年度に向けた滝川市の指定管理契約、予算等の方針、計画を早期に把握し、議会が立ちおくれな態勢で臨むことということで、議会に対して説明をしていただきたい。一方、このまま行くのか、施設を譲渡、事業を譲渡ということで、市は検討されているわけで、これまでの譲渡協議の内容を改めて把握する。また、関係資料を求める。

6、他自治体の事業団が46通知でどのように変わったかの比較調査が必要だということです。

老人福祉施設と保育所の指定管理関係書類とその経過、就労実態の提出についてということで、これについては、具体的な中身につきまして、改めてお話をいただく中で必要に応じて提出をしていくということで考えたいと思います。それから、指定管理を継続していく場合における公募の問題点についてですが、これは一般的には3年ないし5年でというスパンで指定管理者が交代した場合は、ノウハウの蓄積というものが妨げられる恐れというものが考えられます。具体的には、職員がかわることによりまして、利用者の環境変化に伴う戸惑い、さらには特に保育所での保護者反応として、かつては訴訟問題に発展した事例もあったと聞き及んでおります。また、法人が他市に本部機能を置くというような法人になりますと、少なからず地域経済への影響というものも考えられるのではないかと考えております。次に直営の場合の問題点。施設の直営化ということにつきましては、指定管理者制度の導入、それから46通知の変更など、社会福祉を取り巻く環境変化に伴いまして、自治体の財政状況、それから老朽施設の建てかえや修繕、何より市職員を新たに配置せざるを得なくなることにあります高コスト体質化ということを考えますと、非常に厳しいと判断せざるを得ないと考えております。次に施設の耐震性とすぐ必要な老朽化対策であります。譲渡予定施設のうち、耐震の対象となっております施設は緑寿園でございます。施設譲渡の協議におきまして、緑寿園は譲渡後の事業団による計画的な建てかえを検討しておりました。そのために現時点では、耐震診断は終えておりません。しかし、今後施設譲渡の状況を見定めながら、適切に対応していきたい、またその必要があるというふうに考えております。一方、すぐ必要な老朽化対策ということですが、老朽化しております緑寿園、こちらが経年劣化によりましてボイラーの一部更新、法改正に伴います地下タンクの流出防止策のさらなる対応、これについては今漏れているということではなく、設置後40年経過した地下タンクにつきましては、法の改正によりまして、流出を防ぐための措置を講じなければならないという消防法の一部改正がございました。こちらによる対応、さらには更生園の洗濯機器の更新などが考えられております。これまでの譲渡協議の内容の把握ですが、先般、10月3日の厚生常任委員会におきまして、委員より4年前の11月17日に委員会に提出させていただいた資料の最新版についてというお話もいただきました。こういった譲渡協議を判断する上で当然必要と思われる資料につきましては、可能な範囲その求めに応じて対応していきたいと考えております。他自治体の事業団が46通知でどのように変わったかの比較調査ということにつきまして、私どもも詳細な一般法人化移行後の情報というものが得られていない部分もございますので、これらにつきましては調査をさせていただきたいと考えております。来年度に向けた指定管理の契約、予算、計画という部分についてですが、指定管理の公募につきましては、以前より準備等の手続を含めまして、5カ月程度要すると委員会の

場において説明させていただきましたが、改めて関係部署に確認いたしましたところ、本件事業団への指定管理の関係につきまして、現在 13 施設に上るといったことから、他の指定管理の公募の場合と異なりまして、条例改正や指定議案の提出、募集期間に加えて、内部の選定会議を複数回重ねるなど 8 カ月以上の期間を要するというのを改めて確認をしたところでございます。したがって、来週月曜日は新年度予算の編成方針の説明会も市役所内部で開催されますが、現状におきましては来年度の公募というのは、難しいという状況と判断せざるを得ず、26 年度に向けて、この委員会における協議経過なども踏まえて、早期にまとめていきたいと考えております。

清 水

資料要求に関する 1、5、6 について、1 については、前回の新生園に関してこれとほとんど同じようなことを求めたのです。その結果、協定書と定款が資料として提出され、経過についても出され、就労実態については口頭で説明いただいたと。そういったことで、要求したいと思います。5 については前回述べましたが、譲渡協議の経過説明を具体的資料で直近で受けたのは、2 年前なのです。2 年前から全く受けていないので、2 年前と変わらないのであればその当時の資料、プラスアルファのもので結構ですが、いずれにしても議会が改選されているので、常任委員会としてきちんと資料を受け取りたいということです。6 については今の答弁のとおり、鋭意調査して報告していただきたい。4 については具体的な答弁をいただきましたので、一つは緑寿園の耐震診断が必要なのにされていないというのは、ゆゆしき事態なのです。それは確かに建てかえるかもしれない。譲渡もあるのだということですが、譲渡協議は 6 年間ストップし、建てかえについても少なくとも譲渡問題の方向性を決めて、基本計画、実施設計、建設といったら、四、五年はかかると思います。その間、入居者の方にそういう安全でない施設で過ごしていただくというのは、全然話にならないことであって、これについては直ちに耐震診断をして、必要な補強対策は行うべきだと思いますが、それについては市の方針を出していただきたいと思います。来年度予算に向けてでなくても、4 定に向けて、ぜひ耐震診断の補正予算なりを計上すべきだと思います。ボイラーの老朽化、更生園の洗濯機器については随時行っていくと思いますので、そのようにしていただきたいのですが、地下タンクについては、いつまで地下タンクがあるのか、少なくとも地下タンクはほとんど終わっていると思っていたのだけれども、緑寿園は残っているということなので、これについては点検は当然のことだし、漏れるところというのは決まっているので、そういうところについては、流出の可能性があるのであれば、漏れてからの費用を考えれば、安く済むわけだから、それはすべきではないかと思いますがお考えを伺います。7 については 26 年度に向けたということで、26 年度までに譲渡協議を全部取りまとめて、26 年 4 月 1 日か 10 月 1 日かわかりませんが、譲渡をするということを大きく方針として市が持っているということで確認ができるのか伺います。

深村副主幹

耐震化の問題につきましては、現在こういう形で委員会において事業団への施設譲渡の関係を集中的に審議いただいているという中においては、そちらの譲渡問題の進行とあわせまして、時期を見計らった対応をしていきたいと考えています。それから、喫緊の老朽化対策につきましては、新年度予算に向けまして、その優先性、必要度、それを考慮しながら、有効な財源も探しながら対応に当たっていききたいと考えております。資料につきましては、1 については前

回の障害施設の関係と同様のものというお話でしたので、これにつきましてはなるべく早く対応するように考えたいということ、2年前に常任委員会において説明した内容につきまして、改めて内容を確認した上で、最新版に置きかえて出せるものは出していきたいということ。それから、他の事業団の関係につきましては、時間を要するかもしれませんが、目に見えてどのような効果が得られたのか調査していきたいと思います。

佐々木部長

先ほど話がありましたように新理事体制になりまして、以前にも議会にお話ししましたが、きっちり新理事長ほかと詳細に、具体的に同じテーブルで今まで以上にお話ししていきたいと思っております。この場合今までの課題も十分踏まえましてお話しします。そのようなことから、今お話しがありましたように平成25年は施設をとめるわけにはいきません。物理的にも無理です。何とか1年の特別な条例で進めていきたい、お願いしたいと思っております。26年に向けて、早めにきちんとした協議のもとにいろんな課題、施設の古くなった課題、耐震にしましてももし目的が達することができるのであれば、手戻りにならないような形も踏まえながら、この短い期間新体制と打ち合わせをしてやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。事業団としてもアイガモという独自の事業、訓練を主にした独自の事業でかなり頑張っておられて、その中で今持っている市の施設以上にグレードアップした形で行っていききたいということで国嶋課長が言いましたように若干連絡不足はあったのですが、我々はそれを全部はよしとはしませんけれども、本当にマイナスで赤字で困ってどうしようもなく、市に助けてくださいというよりも、どちらかといったらよい方向かと思います。連絡方法はしっかり密にとり、これから備品等を含めていろいろと話し合っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員長

清水委員から出てきました1、5、6の資料要求につきまして、所管のほうでは1については対応可能。5については最新版にして提出可能。6については若干時間を要するができるということですが、委員の皆さんにお諮りいたします。資料要求するということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長
清水

それでは資料の提出よろしくをお願いいたします。清水委員。
耐震性についてですが、市内の公共施設については、小中高等学校のようにその耐震性がないと言われたものについては、既に修繕を終えたわけですから。これに対して、緑寿園は一体どうなっているのかということとスプリンクラーがことし3月にやっと予算がついたのです。200人以上の方が利用され、職員も約100人配置されているわけです。そういう施設でスプリンクラーもついていなかったと。国の法定期限もぎりぎりまで延ばされたわけですから。私はぞっとしたし、何もなくて幸いだったのですが、甘いと思うのです。新築した場合手戻りになる可能性があるということも見きわめながら対応するということは逆に言えば、四、五年後に建てかえるのであれば、やらないということは今言われたので、四、五年間というのは長期間です。これを放置するというのは、間違っていると思います。そんな1億円もかかるようなことではないと思うので、少なくともまずは耐震診断はきちんとやると、どれくらいの経費がかかるのかということをおこなうことは1カ月、2カ月あればできるのだから、そこまではきちんと進めるということについては、部長に判断をしていただきたいと思います。26年度ということについて言えば、前田市長は一般質問に対する答弁などでも、

必ずきちんとした体制のもとで市民の利益を守って、この譲渡にかかわる事業を成立させると、命をかけるようなことを言っているわけですよ。そこで26年度というのは、市の姿勢をごまかしてはいけないと思います。理事会は確かに変わりました。市の姿勢は26年度だということを出せば、新しい理事会もそうなのかと思うけれども、こちらの様子を見ながら譲渡の目標年度を決めるのかということだといけないと思います。このことを厚生常任委員会で話せないというのは、情けないと思いますがいかがでしょうか。

佐々木部長

耐震診断についてですが手戻りということはいろんなものを含めて、譲渡関係を早くできれば少しでも早くし、4年も5年も先延ばしするという意味ではなく、安全性を早めに確認しなければならないという思いでお話ししました。今度の新年度の予算に上げるかどうかは別問題としまして、とにかく早くしなければならない。それから、市長以下早ければ26年に譲渡できる形がベターだと思いつめているつもりでございます。

委員長
田村

続きまして、田村委員からの質疑をお願いいたします。

今ずっと答弁を聞いていると非常に優秀な答弁で、こんないい社会福祉事業団がなぜここで問題になっているのか。これは部長が言うようにもっとアバウトでないとその中身が出てこないのです。それでいろんな委員からの質問がありますが、例えば、体質、運営の透明性に問題がある、議会として監視機能が働いていない、あるいはノウハウが継承されないということも書いてあるのですが、これは全て議員がこういうところに出ていないから中身がわからないし、所管が答弁してもそうかなと思うのだけれども、知らない人がそうかなと思うだけで、思っていない人は体質、運営の透明性に問題があるのではないかということになっているのです。これは建物の課題でなくて、人的課題なのです。ここに私の検討事項として、議員が理事または評議員に出られないのか、法的な問題はあるのかということなのですが、別に法的な問題はないのです。ただ、市長や議員が出るのは忙しいこともあってふさわしくないのではないかということはあるのだと思うのですが、そのために以前派遣していた農業委員会などでは議員を引き上げたのです。それまでは何とかやっていたのです。今になって議員を入れたらよいかというのは、その奥深さが伝わってないからなのです。表面上、決算上はよい、だから優良企業だということだけではないのです。それでなければ、もっと早く無償譲渡の話は進んでいるのです。せっかくなので要請は可能なのか、法的問題はあるのかということについて伺います。

深村副主幹

先ほど新体制に移行されたというお話を部長のほうからされました。新理事長に就任される方の意向として、今後、市が設立母体として、設立した事業団であるから、今後市と密接に連携しながら事業移管に施設譲渡は進んでいくべきだという意向はあると伺っています。したがって、施設運営はもちろんそうでありますが、そうした体制等につきましてもしっかりと市の考え方を伝え、あるいは施設としても考え方も働きかけるようなそういうような体制づくりに今後は我々も努めていきたいと考えておりますので、その中の一端がそうした理事構成に関する市、議会の関与ということになるのではないかと考えております。

委員長

今の答弁の中で関与するということの法的な問題はクリアされるのかという点について答弁願います。

深村副主幹

法的な部分につきましては、明らかな欠格事項ということで位置づけられてお

りませんので、先ほど田村委員がおっしゃった範囲内での見解ということであり
ます。したがって、その特定の行政庁の長であるとか、議会議員とか、
地方公共団体の長は公職が多くそうした理事会等に出席が困難ということで、
それは今度法人監査とかで指摘を受ける。それはあくまでも法的な部分ではな
くてその運営上の課題として指摘を受ける部分でありますので、明らかに禁止
する部分というのは見出せないです。

田 村

禁止ではないということはわかりましたが、どうしてここにこういう意見が出
てくるかという根本的な問題なのです。普通だったら忙しいから行きたくない。
けれどもこのままであったら、さっぱり見えてこない。職員だって言えない
ですよ。部長なり、所管なりがこの中身を把握しているのですから、もっと
透明性のある人的課題も含めて検討しないとまだ問題は続いていくと思います。
それと、この理事・監事及び評議員名簿なのですが、この人たちは役所が一本
釣りしたのですか。

深村副主幹

理事、監事並びに評議員につきましては、事業団側がみずから人選を行いまし
て、その委員の就任を要請された方でありまして、一部その団体の長の方で2
年前と比較して、その団体の構成の長がかわったのではないかとということで、
その情報提供を求められた経過はありますが、それは一部でありまして、全般
は事業団側が選出した方たちであります。

田 村

この理事、評議員を見ても必ずしもすっきりした人選ではありません。これは
事業団なり、市の助言を得て、人選した方なのでよいとは思いますが、果たし
てこういう中から事業団の改善に向けたよい理事会ができるのかなと不思議に
思うのです。そのためにもわかっている者、あるいは議員が、変えるのは今が
チャンスだと思って出ているので、ぜひ議員の派遣も含めて考えて、今後議員
からも理事を送ろうということになった場合それは可能なのか伺います。

佐々木部長

私どもでは判断はできませんが、先ほど言いましたようにいろんな話し合いの
中で今後、改選を急ぐ場合にそういうことも十分参考にしながらお話ししたい
と思っております。今の段階では判断できません。

委 員 長
荒 木

続きまして、荒木委員の質疑をお願いします。

冒頭申し上げましたように基本的には新理事長の方針や姿勢、発言等を注目し
ていきたいと思っておりますので、細部にわたるといって、何度も質問することは避
けます。まず1つ目ですが、市が施設を渡すメリットは十分わかるのです。要
するに財政的な問題があってということでわかるのですが、事業団側が受け取
るメリットは何なのか、どういうふうに分析をされているのか伺います。市か
らのチェックも受けないで済む、議会から意見を言われなくて済むというこ
とがメリットだと思っているのか。そうだとしたらとんでもない話だと思うので、
どういうふうに分析されているのか伺います。2、3は意見的なものなので、
なぜこういう質問をしたか、その意図をお話しますが、仮に譲渡をした場合
事業団が独立して今の事業をやっていかなければならない。そのときに私が不
安に思うのは、本当に緑寿園、すずかけ、あるいは保育所、保育あるいは福祉
行政の半分以上を担っているわけですからそれが1つです。それと緑寿園を自
前で建てかえるということは、何億円借入れをするのでしょうか。そうい
うことがどれだけ大きな責任かということとその理事会のメンバーが共有してい
ると私は思えないのです。人のことを言っているではありません。そういう
理事会の責任というものが新たに重いものが発生するという共通認識として持

ってないと思うので、そういうことを意見として言っています。それとあえて理事の選出で伺いますが、先ほど一部いろんな相談があったという答弁がありました。例えば、理事に市長や市議会議員、公人という話があるのですが、なぜ道議を入れたのかわかりません。それと評議員と理事、監事で目立つのは、元とか前という現役職ではない方、充て職かもしれませんが、充て職でも元や前というのがあるのかわからないのと、評議員の中に事業団の職員が入っています。ほかの社会福祉法人と照らし合わせてどうなのかわかりませんが、評議員ですから利害関係のない客観的な物の見方ができなければならないと私は思うのです。それが7番目の方です。それと、4番目と18番目の方は老人クラブ連合会のある特定のクラブの代表の方が入っている。それがよいかどうかということではなくて、なぜこういう選出になるのかがよくわからないのです。その辺の説明なり、相談があったのか。普通は相談しなくてもよいのだと思います。独立した法人ですから。今は平時ではないので、大変事業団の行く末が混沌としているときで、当然いろんな相談があつてしかるべきだと思いますので伺います。それと、検討事項の4は清水委員と重複するので、あえて避けますが、例えば公募した場合に先ほど深村副主幹からノウハウの蓄積の問題や職員の処遇の問題ということがあったのですが、職員はそのまま引き取ってもらうような公募の仕方ができないのか、法人の本部が別にあったとしてもそれを滝川に移すとか、滝川にマイナスがないような方法で公募をかけるということとはできないのか伺います。

国嶋課長

評議員の中に職員がいる形態は、社会福祉法人では通常ある形態でございます。現場の意見を代表してということで、施設長等が評議員に入っているということは決して珍しいことではありません。元、前で選ばれた理由は定かではございませんが、老人クラブ等特定のということで、江部乙の老人クラブの方ですので、地域の高齢者の方の意見を聞くという意味合いでないのかと判断しております。そのほかすべての人選の根拠について市のほうで把握はしてありませんが、そういうことだと思います。法人の本部を滝川市に移転ということでしたが、恐らくそれは不可能だと思います。他市町村で法人として施設を運営している社会福祉法人が、この公募を受けた場合、滝川市に本部を移転するということは滝川市の受ける事業実施の割合がかなり大きいという場合、特別に判断をしていただけるかもしれませんが、法人本部の移転を条件に公募条件に上げることとはかなり難しいのではないかと判断しております。

深村副主幹

事業団側が譲渡受けるメリットなのですが、一部先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、原則一から社会福祉法人を立ち上げる際には、施設、土地など資産を原則として保有していなくてはならないというのがあります。現在はあくまでも指定管理という位置づけの中で事業団が行政財産、施設をその中に借りて運営しているという部分がありまして、どちらかという社会福祉事業を行う上での財政基盤のようなものが今の段階ではないという状況と言わざるを得ません。したがって、事業団職員370人を抱えて、この3分野の事業を持続的に展開していく上においては、職員のモチベーションとしても我が会社の資産で、自分たちが生きがいを持って働くのだといったことが、法人としての大きなメリットの1つなのではないかと考えるところであります。そうすることによりまして、例えば、行政財産ですと、修繕や工事、建てかえの話もありましたが、やはり予算を計上して、議会の議決を得て、それから執行、法改

正においても、条例改正等が伴いますと議会の議決を経なければならない。こうしたことが法人であればどちらかというと、機動的に速攻性ある対応がとれるのではないかと思うところであります。それから職員の引き継ぎの関係ですが、例えば、直営から民間法人への移管ということであれば、そうした事例はあると認識しておりますが、指定管理から指定管理という中で、その職員を引き継いで雇用してもらうということを条件に付しているといったものは、私の認識としてはこれまでありません。

委員長 理事のほうに道議会議員が入っているという関係の説明についてはいかがでしょうか。

国嶋課長 私が承知している範囲では、地元選出の議員の方、国会議員、道議の方が社会福祉法人の評議員に入っているという例はまま見聞きしております。正直選定理由については特に相談がございませんのでわかりません。理事、評議員の方の共通認識ということですが、確かに理事の方たちが建てかえを事業団として受けた場合、荒木委員は数億円という話でしたけれども、300人の軽費、養護を含めた建てかえ、1桁単位の億ではおさまらないと思います。それとほかの施設の老朽化も控えておりますので、その際には社会福祉法人ということで、譲渡が進み、底地等を持っていれば、福祉機構の貸付というのが一般的な例でございます。補助金等では賄える額ではございませんので、それを法人としての収支計画に載せ、その運用、収支、見込みを外部監査等で受けた上で評議員会、理事会にかけて、法人としての整備計画を立てられていくということになると思います。また、滝川市が社会福祉法人としての役割に期待しているのも実はそこにございます。滝川市が施設を整備したり、更生園の洗濯機等でも更新をかける。こういうことは求めに応じてやらなければならない事項であります。現在、地方公共団体が受けられる補助金というのは非常に幅が少なく、額が少ない。ましてや融資はない。その中で計画的にそれらを整備を進めていただくことはそこに入所している方、利用している方に継続的に安定して福祉サービスを提供するという判断のもとになっております。

荒 木 よくわからないのでイメージだけ確認しますが、譲渡して、社会福祉事業団が先ほどのいろんな計画を練って、金融機関からお金を借りて建てかえをします。そのときは理事長以下理事の方が通常その金融機関に対して、要するに何かあったときには責任を負いますというように一人一人が何か印を押したり、責任を持ったりということが発生するのかわかります。

国嶋課長 次回までに報告いたします。他の新聞記事になったような例としては法人の理事以下が担保、印鑑を押したけれども、補填がないということで記事になったのを見たことはありますが、義務が理事等にあるのかどうかについては把握しておりませんので確認の上、次回の委員会で報告させていただきたいと思います。

委員長 以上で各委員からの質疑の内容については終了したいと思います。前回第15回の常任委員会で出されておりました、滝川市福祉事業団への事業移管について直近の資料要求が出されましたが、前回正副委員長に一任ということでありましたけれども、この資料を要求するということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは資料のほうよろしくお願ひいたします。

深村副主幹 前回清水委員から4年前の資料ということでお話をいただきましたが、きょう

の質問の中で2年前ということでお話があったのですが、4年前のものでよろしいでしょうか。

(「4年前でした」という声あり)

佐々木部長

4年前に出した収支シミュレーションと少し時間がかかるものがあるかもしれませんが、その辺も精査させてください。

委員長

この件につきましては資料要求ということでよろしく願いいたします。以上でこの件については終了いたします。この事業団の案件につきましては17年度からの案件となっております。この案件につきましては譲渡に進んでいくのか、公募という形になっていくのか、この委員会で残り2年間の間でその方向性を決めて決着をつけていくという方向で進んでいきたいと思いますので各委員ご協力のほどよろしくお願いします。

2. その他について

委員長

その他について何かございますか。

清水

事業団理事会との懇談会を提案いたします。これは委員長が就任されてすぐに厚生常任委員会が当時の理事長ほか理事の方々、また事業団幹部と懇談をしました。新理事が選ばれ、体制ができたということと、事業団の施設についてもアイガモ関係でどのように変わったのか、そういったものの視察も含めて、委員長の考えを伺います。

委員長

新理事、幹部との懇談。施設を見て回りたいということですか。

清水

私が前回本当に異常に感じたのは、職員のトップの事務局長より上の参事が全く顔も出さないという、100%事業の全てを市から指定管理を受けていながら、職員のトップが顔も出さないというのは、誠に失礼な話なわけですが、次もそういうことがあるとすれば、私は常任委員会として明確に異常だと言わなければならないくらいだと思うのです。そういうことも含めて新理事会及び事業団幹部ということをお願いしたいと思います。

委員長

清水委員の提案につきまして、委員長として前向きに検討させていただくということで、正副委員長に一任させていただきたいと思います。時期を見計らって前向きに検討させていただきたいと思います。

ほかに何かございますか。

(なしの声あり)

3 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は、正副委員長に一任いただけますか。

(異議なしの声あり。)

委員長

それでは第16回厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 15:31